

11 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向*の人や生物学的な性と自己意識の性(からだの性とこころの性)が一致しない人(以後「性的少数者」という。)は、それらを理由として、偏見・差別や性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題に苦しんでいます。

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、例えば、同性愛者にとっての法制度上の様々な制約や地域社会での差別待遇があるなど、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

からだの性と心の性が一致しない性自認*の異なる人であって、性別適合手術を受けたなど一定の条件を満たす場合には、2004年(平成16年)に施行された「性同一性障害者*の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となっています。

しかしながら、医学的な理由など様々な理由で手術が受けられない人や、手術を求めない人も存在し、戸籍上の性別の変更の有無にかかわらず対応が求められています。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「世間から誤解又は偏見の目で見られること」や「嫌がらせを受けたり蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」などに問題があるにとらえています。

このため性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

(2) 施策の方向

世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないということや、異性愛が当たり前という、心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、県では、性的少数者について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

1) 正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発

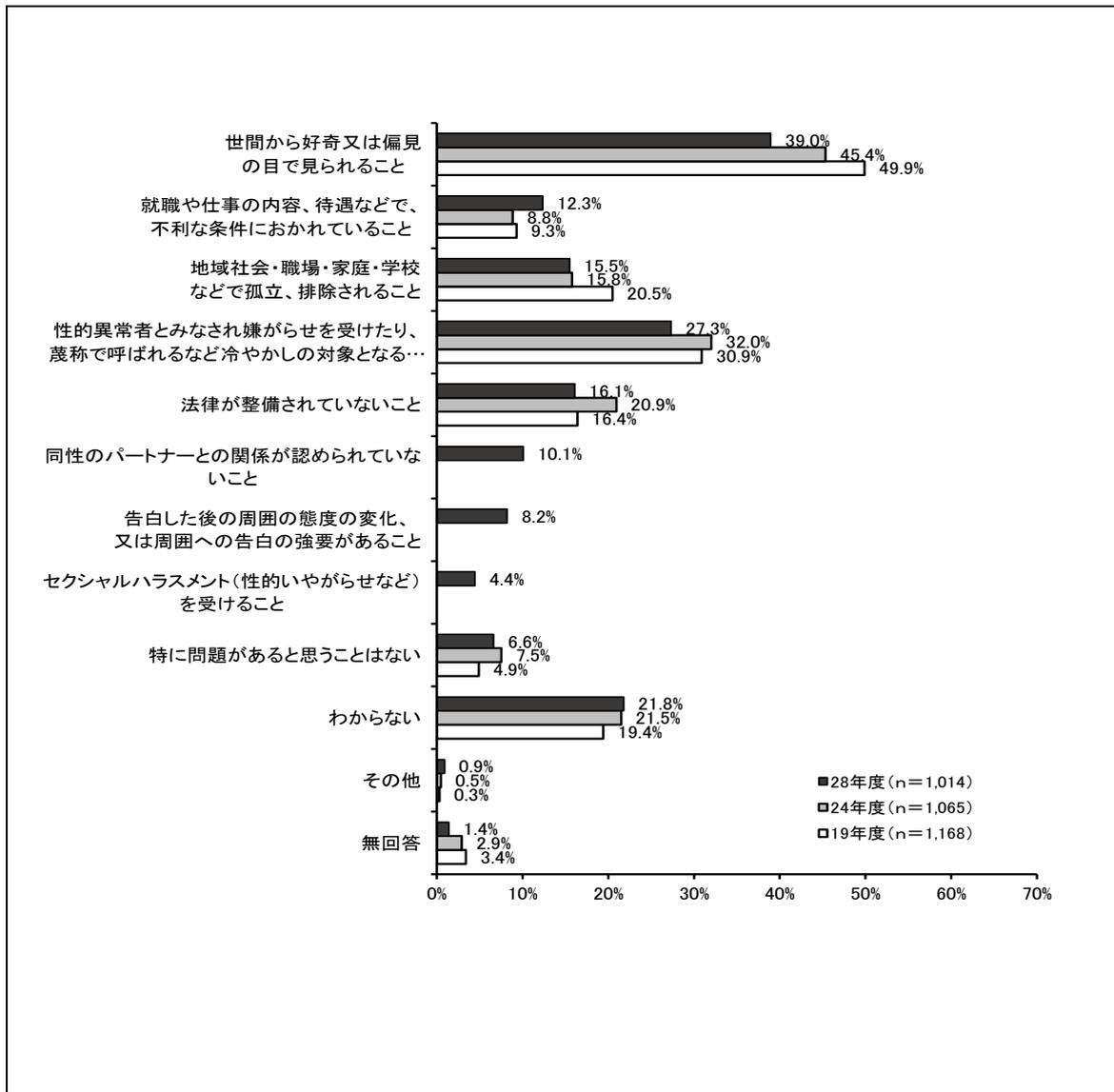
性的少数者であることを表明されている当事者の方や民間団体等と連携し、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布を行い、広く県民へ啓発を行います。

また、文部科学省の作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の手引きを活用して、教職員が正しく理解し、適切に対応できるような研修を行います。

2) 偏見・差別の解消を目指した広報・啓発

性的少数者に対する差別や偏見の具体的な事例、必要となる具体的な配慮の実例等を調査し、これらを広報することで、偏見・差別の解消に向けた啓発を行います。

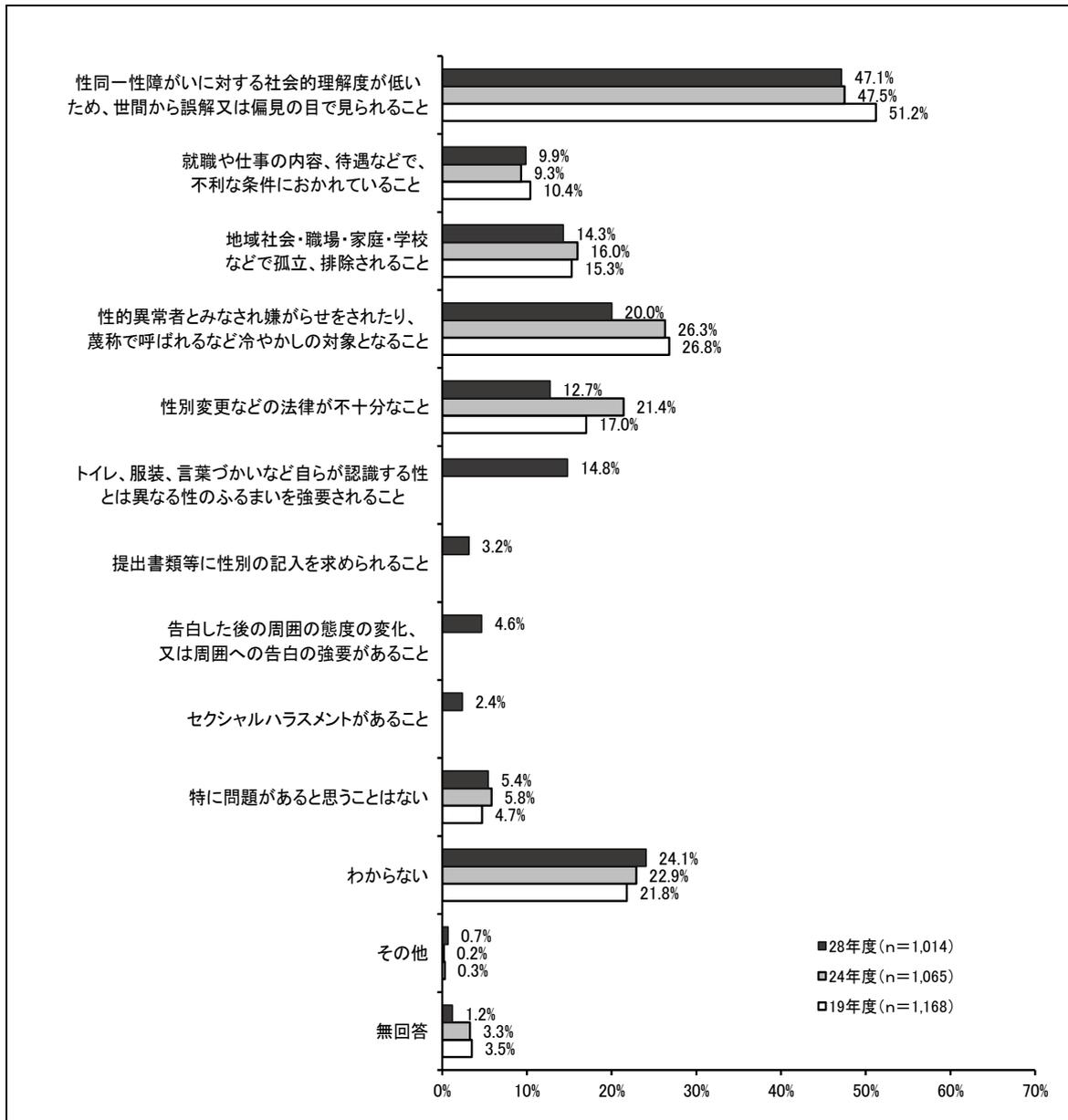
- 性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと
- Q 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



注：「性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人」を「性的指向の異なる人」として調査

■ 性同一性障がい*等の性自認の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



注：「性自認を理由とする偏見・差別を受ける人」を「性同一性障がい等の性自認が異なる人」として調査